

所 属 長 印

同 志 社 大 学

2008 年度 個人研究費研究経過・成果報告書

2009年3月18日提出

所 属

職 名

氏 名

印

法学部

教授

井関 涼子

研 究 題 目

特許法における医療関連発明の保護に関する日米比較研究

研 究 成 果  
の 概 要

1. 特許権の存続期間延長登録にかかる問題

特許権の存続期間延長登録は、医薬品の有効成分と効能・効果が同一である製造承認が複数ある場合は、最初の処分のみに基づいて可能とする解釈が、裁判例の一貫した立場である。最近の判決例では、当該処分によって、その特許発明の実施が初めて可能になった場合についても、有効成分と効能・効果と同じくする処分が先になされていたことを理由として延長登録を認めていないが、これにより、有効成分と効能・効果以外に特徴を有する特許発明については延長登録が認められなくなる帰結には疑問がある。欧米の特許期間延長制度は、日本とは立法趣旨も制度設計も全く異なることを明らかにし、この問題について欧米の制度と表面的に整合させることは無意味であることを論じた論考「特許権の存続期間延長登録と薬事法上の製造承認」を、同志社法学 331 号 83-118 頁(2009 年 1 月)に公表した。また、このテーマにより、判例研究 1 編(「特許研究」No.46(2008 年 9 月))の執筆、2 回の研究会報告(財団法人比較法研究センター知的財産判例研究会、2008 年 9 月、同志社大学ワールドワイドビジネス研究センター公開セミナー分科会報告、2008 年 12 月)も行った。

2. リサーチツール特許問題について

リサーチツールに対する特許権により、リサーチツールを用いた研究自体が独占されてはならないという懸念から、リサーチツールの特許権に何らかの制約を課すべきであるという問題がある。しかし、制約が強すぎれば、新たなリサーチツールの開発インセンティブを減じる虞があり、保護と活用のバランスを取ることが重要である。解決策として、試験研究に対する特許権の効力制限条項の活用、強制(裁定)実施権制度の活用、研究ライセンス契約を促すためのガイドラインの作成等の方法が主張されている。この問題について日米における議論を俯瞰し、これらの方策を適宜組み合わせ、使い分けることによる妥当な解決を検討した論考「リサーチツール特許問題の多様な解決方法について」を、同志社法学 332 号(2009 年 3 月刊行予定)に公表した。このテーマによる研究会報告も 2 回(大学院研究高度化推進特別経費研究会報告、2009 年 1 月、甲南大学企業法務研究所・研究会報告、2009 年 3 月)行った。